

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年6月16日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年5月20日

瀬戸内市長 黒石健太郎

損害賠償の額を定め和解することについて

邑久町山田庄216番地5先路上で発生した事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

- 1 事故の相手方
住 所 岡山県岡山市南区大福908番地3
氏 名 株式会社アートコーポレーション
代表取締役 上田 亨
- 2 事故の概要
令和8年3月12日午前11時45分ごろ、瀬戸内市邑久町山田庄216番地5先路上において、赤信号のため双方停車中、市職員が青信号に変わり前方車両が発進したと思い込み、停車していた相手方車の後方部分に追突したものの。
- 3 和解の要旨
瀬戸内市は、本件事故に係る相手方の被った損害につき、損害賠償金として、493,000円を相手方に支払う。